明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

	第三十条の二第一項	第三十条の二第二項及び第五十条第四項
七　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第四十三号）第二十七条第一項の規定により準用する同法第十七条第一項の規定によりパラリンピック派遣された者（以下「オリンピック・パラリンピック派遣隊員」という。）であつて、組織委員会（同法第八条第一項に規定する組織委員会をいう。）の特定業務（同法第二十七条第一項において読み替えて準用する同法第二十六条第一項に規定する特定業務をいう。）の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの	自衛官、	又は交流派遣自衛官
六　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号。以下「派遣職員処遇法」という。）第二条第一項の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの	自衛官又は	、交流派遣自衛官又はオリンピック・パラリンピック派遣自衛官

第一条の表防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の項中「十二　本邦外にある職員（第七号）」を「十三　本邦外にある職員（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員」に、「十二　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「十三　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に、「十三　本邦外にある職員（第七号）」を「十四　本邦外にある職員（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員」に改める。

第二条の表自衛隊法施行規則の項を次のように改める。

自衛隊法施行規則	第一条第一項
六　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号。以下「派遣職員処遇法」という。）第二条第一項の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの	国際機関等に派遣された防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号。以下「派遣職員処遇法」という。）第二条第一項の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの
七　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項の規定により準用する同法第四条第一項の規定により派遣された者（以下「ラグビー派遣隊員」という。）であつて、組織委員会（同法第二条に規定する組織委員会をいう。）の特定業務（同法第十四条第一項において読み替えて準用する同法第三条第一項に規定する特定業務をいう。）の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項の規定により準用する同法第四条第一項の規定により派遣された者（以下「ラグビー派遣隊員」という。）であつて、組織委員会（同法第二条に規定する組織委員会をいう。）の特定業務（同法第十四条第一項において読み替えて準用する同法第三条第一項に規定する特定業務をいう。）の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの

第二条の表防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の項中「十二　本邦外にある職員（第七号）」を「十三　本邦外にある職員（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員」に、「十二　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」を「十三　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」に、「十三　本邦外にある職員（第七号）」を「十四　本邦外にある職員（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員」に改める。

附　則

この省令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

○防衛省令第八号

国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）第六条第二項（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）第十一条において準用する場合を含む。）において準用する防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第二項ただし書の規定に基づき、国際機関等に派遣された防衛省職員の平均給与額計算の基礎となる給与に加える寒冷地手当に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

防衛大臣　中谷　元

国際機関等に派遣された防衛省職員の平均給与額計算の基礎となる給与に加える寒冷地手当に関する省令

国際機関等に派遣された防衛省職員（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官及び国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣された職員をいう。）の平均給与額計算の基礎となる給与に加える寒冷地手当については、一般職の国家公務員の例による。

附　則

1　この省令は、平成二十八年三月二十九日から施行する。

2　防衛省の派遣職員の平均給与額計算の基礎となる給与に加える寒冷地手当に関する省令（平成七年総理府令第六十一号）は、廃止する。

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）